

深川市立一已中学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月1日)

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得る問題と考え、絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解消・解決するための「深川市立一已中学校いじめ防止基本方針」を定める。

- (1) いじめは、「どの子どもにも起こり得る」問題であることを十分認識すること
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識に立つこと
- (3) 「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、積極的にいじめを認知する
- (4) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと
- (5) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- (6) 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むこと
- (7) いじめのうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談または通報を行うことも想定する。

※わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝等

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者ならびに地域の方々、その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援する。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他の必要な措置として、特別活動や総合的な学習の時間等を活用した「いじめ防止に向けた取り組み」を実施する。

エ 人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育、「生命（いのち）の教育」を推進する。

② いじめの早期発見のための措置

ア 「SOS の出し方に関する教育」を推進し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

イ いじめアンケート等を定期的実施し、いじめまたは、いじめと疑われる行動、さらにはいじめにつながりかねない言動等を早期に発見していく。

ウ いじめに係る相談体制を充実させ、生徒や保護者が、いじめその他の相談に対して的確に対応する。

エ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保と教職員の資質の向上を図るため、研修に取り組む。

オ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するよう努める。

③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア SNS 上でのいじめやトラブルなどが起きないように、必要な啓発活動や情報モラルの向上

を図る取り組みを実施する。また、定期的なネットパトロールを実施する。（月2回）

イ 保護者や地域の方々に向けても、啓発活動や研修活動に取り組む（学校だより・HP等）。

ウ 情報モラル教育等を推進する。

④ 感染症等に係る人権への配慮及び個人情報の保護について

ア 誰にでも感染のリスクがあることを前提に、誹謗・中傷、差別的な発言が出ないように指導を徹底する。

イ 個人情報の保護の観点から情報の管理を徹底するとともに、確実な情報以外を鵜呑みにして安易に行動や発言をしないよう指導を徹底する。

⑤ 性的マイノリティーや多様な背景を持つ生徒の対応について

ア 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る。

イ 生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめ防止等に対する措置

① いじめの防止等の対策のための組織の設置

校長の指示のもと、本校の**生徒指導委員会**（教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭）がいじめの防止等を実効的に行う。 ※状況に応じて担任及びスクールカウンセラーが参加

<活動>

- ・ いじめを許さない学校づくりに関すること
- ・ いじめの未然防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談からの情報等）
※アンケート回答後の面談等から他の生徒に推測されないよう留意する
- ・ いじめ事案への対応と早期解決に関すること

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への指導助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために、必要があると認められた時は、一定期間別室等での学習を行わせる措置を講ずる。この場合、いじめを受けた生徒を別室にするか、いじめを行った生徒を別室にするかは保護者と連携を図りながら、いじめを受けた生徒の心のケアを優先して決定する。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ いじめの認知があった場合は、速やかに深川市教育委員会と連携を図りながら対処する。

カ いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の進学や進級、転学の際には、生徒の個人情報の取り扱いに配慮しつつ、学校間において引継ぎが行われるよう整備する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を深川市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。
- ③ 深川市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- ④ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者・関係機関へ、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していることを指す。この場合、相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は被害生徒の保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に係る取り組みに関すること
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

3. その他

過去の事例をみると、いじめの被害者が以前は加害者であったり、いじめの加害者が以前は被害者であったりすることがある。特に以前被害者であった児童が加害者となっていた場合、過去のいじめの被害者となっていた件についても丁寧に対応していく必要がある。グループ内で標的とされる生徒が代わっていき、とりわけグループ内のほとんどが加害者であり被害者であるという場合もある。その点から考えても、未然防止に対しては、日頃の人間関係や学校生活の様子などをつぶさに観察していく必要がある。

そのため学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成（ピア・サポート）、道徳教育の充実、規範意識（いじめはいけないこと）の醸成、望ましい生活習慣の確立、学力向上、人権教育、小学校との連携を中心とした集団づくりに力を注いでいく。

また、携帯電話やスマートフォンに興味、関心が強まり、その所有率が高くなることから、これらに関連したいじめが多く発生している現状がある。今後は、情報教育や情報モラル教育を推進していくとともに、保護者への啓発も一層大切になってくる。ICT機器など有効なコミュニケーションツールを活用しながら、学校と保護者、保護者同士の連携を図っていく。

4. いじめ対応マニュアル

